

新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言

(改訂) 令和 3 年 9 月 9 日
令和 3 年 8 月 26 日
令和 3 年 8 月 12 日
岩手県新型コロナウイルス
感染症対策本部

期間

令和 3 年 8 月 12 日から、岩手県の直近 1 週間の新規感染者数（対人口 10 万人）が 10 人未満となるまで。

区域

岩手県全域

1 県民の皆様へのお願い

(1) 外出の自粛等

- ・ 県民及び他の都道府県から岩手県に来県された方は、不要不急の外出を自粛すること。
- ・ 都道府県をまたぐ不要不急の帰省や旅行などを自粛すること。

※不要不急の外出に該当しない場合（例）

- ・ 必要な職場への出勤
（医療・介護関係者をはじめ県民生活に不可欠なサービスの提供に係る業務や、リモート対応が困難な業務による出勤 など）
- ・ 通学
- ・ 医療機関への通院
- ・ 親などの介護
- ・ 食料、医薬品、生活必需品の買い出し
- ・ 屋外での運動や散歩
- ・ 就職活動
- ・ その他（銀行、役所など、生活の維持のために必要なもの）

※特にも、中止や延期をしていただきたい事項（例）

- ・ 同居家族以外とのバーベキューや会食等
- ・ 同級会、同窓会
- ・ 出張先、研修先での会食
- ・ 路上、公園等における集団での飲酒

（２）基本的な感染対策の徹底

- ・ 手洗い、常時マスク及び咳エチケットを励行する
- ・ 適切な方法でマスクを着用する
- ・ ワクチン接種後もマスクを着用する
- ・ 近距離での会話や大声での発声等を避ける
- ・ 室内の換気、湿度の調節を心がける
- ・ 毎日の健康確認。体調不良時は外出を避け、電話相談の上で早期受診すること。
- ・ やむを得ない事情等により、他の都道府県から岩手県に来県された方は、来県後2週間は、それまでにいた都道府県が要請している自粛等を継続すること※。
- ・ 密閉・密集・密接の重なる三密の場面だけでなく二つあるいは一つだけでも感染リスクがあることから、それらの要素を伴う会合等を回避すること。

※ それまでにいた都道府県が要請している自粛等の継続

例えば、それまでにいた都道府県において、不要不急の外出・移動の自粛等の要請が出されている場合、本県に来られた後も2週間は、引き続きその要請等を守っていただくようお願いするものです。（一律に自宅待機などをお願いしているものではありません。）

2 事業所・飲食店・学校へのお願い

（１）事業所

- ・ 従業員の健康状態を記録すること。
- ・ 発熱等症状のある従業員は出勤せず、早期に医療機関を受診すること。
- ・ 昼食時、休憩時を含めて会話時のマスク着用を徹底すること。
- ・ 在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤等により、人との接触を低減すること。
- ・ オンライン会議の活用等により、出張機会を低減すること。
- ・ 休憩室、更衣室においてもマスク着用を励行するとともに、密が生じないような過ごし方を徹底すること。
- ・ 食堂、喫煙室では、マスクを外した会話とならないよう注意すること。

(2) 飲食店等

- ・ 飲食店等は、自己点検の上、業種別ガイドラインの遵守を徹底すること。
- ・ 「いわて飲食店安心認証」の取得に取り組むこと。
- ・ 接待を伴う飲食店の利用者と従事者は、接触情報、連絡先情報を記録すること。

(3) 学校

(県立学校)

- ・ 校外で行う活動（修学旅行、遠足、社会科の見学、体験活動等）については、外部との接触がある活動内容を見直し、適切な感染防止策を徹底すること。
- ・ 部活動は、県外の学校との練習試合に加え、県内の学校同士の練習試合も禁止とし、活動は校内で2時間以内（可能な限り短時間）とすること。
- ・ 文化祭等の学校行事は、校内限りとすること。
- ・ 公共交通機関による通学での密を避ける必要がある場合には、時差通学を実施すること。
- ・ 臨時休業となった学校については、オンラインによる指導を実施すること。

(市町村立及び私立の小学校・中学校・高等学校)

- ・ 県立学校の取組に準じて対応すること。
- ・ 感染が確認された場合は、県と連携して感染拡大防止を徹底すること。

3 医療機関へのお願い

- ・ 発熱等の症状のある方へ積極的に検査を実施すること。

4 思いやりの気持ちと冷静な行動のお願い

- ・ 感染された方々やその家族などに対する差別、偏見、誹謗中傷は決して許されません。相手を思いやる気持ちを持ち、冷静に行動しましょう。
- ・ 医療関係者をはじめ、県民生活に不可欠なサービスの提供に従事している皆様に、感謝と思いやりの気持ちを持って応援して下さるようお願いいたします。
- ・ 新型コロナワクチンは、本人の意志に基づき接種を受けるものであり、職場や周りの方への接種の強制や、接種を受けていない方への差別的な扱いをすることの無いようお願いいたします。

5 岩手県の対策

- ・ いわて旅応援プロジェクトの停止
- ・ いわての食応援プロジェクトの停止
- ・ 事業者の支援
- ・ 商工業団体等への感染対策の徹底の働きかけ
- ・ 県主催イベントの原則中止・規模見直し等
- ・ 県施設の原則休館・利用制限等
- ・ 医療提供体制の確保
- ・ 道路情報板による呼びかけの実施

附 則（令和3年8月12日策定）

この宣言は、令和3年8月12日から施行する。

附 則（令和3年8月26日改訂）

この宣言は、令和3年8月26日から施行する。

附 則（令和3年9月9日改訂）

この宣言は、令和3年9月13日から施行する。

直近の感染状況について

- **直近1週間の新規患者数**については、8月12日に人口10万人当たり16.5人となり、8月20日には、これまでの最高となる25.9人となった後、やや減少又は横ばいの状況となっており、急激な増加は生じていない。
また、**県外に起因すると考えられる初発患者**については、8月第3週が33人だったものが、8月第5週には17人と減少している。
- **保健所管内別の1週間当たりの新規感染者数**については、8月第4週と第5週の発生状況を比較すると、盛岡市保健所管内が91人から71人と減少している一方、中部保健所管内が60人から78人、久慈保健所管内が6人から47人と増加している。
- **クラスターの発生状況**については、盛岡保健所管内では、8月30日以降、飲食店クラスターは確認されていない。一方で、県内各保健所管内で、飲食店、学校、職場でのクラスターが確認されている。
- **病床使用率**については、8月20日の76.6%をピークに、概ね60%程度で推移しており、直近では48.9%と低下している。また、**入院率**は概ね60%で推移しているほか、**入院等調整中**も低い水準で推移している。
- **県内主要駅における人流**については、岩手緊急事態宣言発出後、2020年比で二戸駅▲4.2%、盛岡駅▲14.6%、北上駅▲19.8%、一ノ関駅▲10.2%と減少している。
また、**岩手緊急事態宣言発出後の盛岡大通り周辺の来訪者数**は、2020年比▲21.1%と低い水準で推移している。さらに、**営業時間短縮要請後の20時～24時平均滞在人口**は、要請前比▲22.4%と減少している。
- **盛岡市の飲食店への営業時間短縮要請後の経過**については、さらに感染状況を注視する必要があるが、1週間が経過した時点において、人流が減少したこと、飲食店クラスターが発生していないことが確認できる。

岩手緊急事態宣言における今後の取組

1 盛岡市の飲食店等への営業時間短縮要請の終了

- ・ 盛岡市内の飲食店に起因する感染は発生していない。
- ・ 県内の直近 1 週間の新規感染者数（対人口 10 万人）が営業時間短縮要請前の 25.9 人を超すことなく感染の拡大は見られていない。
- ・ お盆期間や夏季休暇後の人流に起因するクラスターの発生リスクが低下した。
- ・ 病床使用率の急激な上昇を抑えられており、必要な病床が確保できている。
- ・ 営業の自由を制限するような要請については必要最小限にすべき。

以上のことから、営業時間短縮要請は 9 月 12 日で終了することとする。

2 職場における感染対策

- ・ 事業活動の再開により、首都圏や中部圏などの感染拡大地域との往来に起因する感染例が複数確認されている。
- ・ 商工業団体の会員事業所に対し、人と人との接触機会の低減と感染対策の注意喚起を実施する。
- ・ 市町村と連携し、事業者に対し、職場の感染対策と従業員への周知の徹底への協力を要請する。

3 学校における感染対策

- ・ 公共交通機関による通学での密を避ける必要がある場合、時差通学を実施する。
- ・ 感染が確認された場合は、保健所と協議の上、学級閉鎖、学年閉鎖、臨時休業を実施する。
- ・ 臨時休業となった学校については、オンラインによる指導を実施する。

4 県境地域における感染対策

- ・ 隣県の保健所と情報共有を行い、協力して県をまたいだ濃厚接触者等の調査を実施し、クラスターの封じ込めを図る。
- ・ 感染拡大地域と接している県境地域では、道路情報板により、都道府県をまたいだ不要不急の往来の自粛について呼びかけを実施する。

5 ワクチン接種の加速化

- ・ 11 月末までに希望する全ての県民へのワクチン接種を終えることができるよう取組を進める。
- ・ 医療従事者の確保の支援やワクチンの市町村間の配給調整、県による第 2 期集団接種の予約枠の拡大などにより、接種の加速化を図る。

新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言

(改訂) 令和 3 年 9 月 9 日

令和 3 年 8 月 26 日

令和 3 年 8 月 12 日

岩手県新型コロナウイルス
感染症対策本部

期間

令和 3 年 8 月 12 日から、岩手県の直近 1 週間の新規感染者数（対人口 10 万人）が 10 人未満となるまで。

区域

岩手県全域

重点対策区域を削除

1 県民の皆様へのお願い

(1) 外出の自粛等

- ・ 県民及び他の都道府県から岩手県に来県された方は、不要不急の外出を自粛すること。
- ・ 都道府県をまたぐ不要不急の帰省や旅行などを自粛すること。

※不要不急の外出に該当しない場合（例）

- ・ 必要な職場への出勤
（医療・介護関係者をはじめ県民生活に不可欠なサービスの提供に係る業務や、リモート対応が困難な業務による出勤 など）
- ・ 通学
- ・ 医療機関への通院
- ・ 親などの介護
- ・ 食料、医薬品、生活必需品の買い出し
- ・ 屋外での運動や散歩
- ・ 就職活動
- ・ その他（銀行、役所など、生活の維持のために必要なもの）

重点対策区域の飲食店等への出入
自粛を削除

※特にも、中止や延期をしていただきたい事項（例）

- ・ 同居家族以外とのバーベキューや会食等
- ・ 同級会、同窓会
- ・ 出張先、研修先での会食
- ・ 路上、公園等における集団での飲酒

（２）基本的な感染対策の徹底

- ・ 手洗い、常時マスク及び咳エチケットを励行する
- ・ 適切な方法でマスクを着用する
- ・ ワクチン接種後もマスクを着用する
- ・ 近距離での会話や大声での発声等を避ける
- ・ 室内の換気、湿度の調節を心がける
- ・ 毎日の健康確認。体調不良時は外出を避け、電話相談の上で早期受診すること。
- ・ やむを得ない事情等により、他の都道府県から岩手県に来県された方は、来県後2週間は、それまでにいた都道府県が要請している自粛等を継続すること※。
- ・ 密閉・密集・密接の重なる三密の場面だけでなく二つあるいは一つだけでも感染リスクがあることから、それらの要素を伴う会合等を回避すること。

※ それまでにいた都道府県が要請している自粛等の継続

例えば、それまでにいた都道府県において、不要不急の外出・移動の自粛等の要請が出されている場合、本県に来られた後も2週間は、引き続きその要請等を守っていただくようお願いするものです。（一律に自宅待機などをお願いしているものではありません。）

2 事業所・飲食店・学校へのお願い

（１）事業所

- ・ 従業員の健康状態を記録すること。
- ・ 発熱等症状のある従業員は出勤せず、早期に医療機関を受診すること。
- ・ 昼食時、休憩時を含めて会話時のマスク着用を徹底すること。
- ・ 在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤等により、人との接触を低減すること。
- ・ オンライン会議の活用等により、出張機会を低減すること。
- ・ 休憩室、更衣室においてもマスク着用を励行するとともに、密が生じないような過ごし方を徹底すること。
- ・ 食堂、喫煙室では、マスクを外した会話とならないよう注意すること。

(2) 飲食店等

- ・ 飲食店等は、自己点検の上、業種別ガイドラインの遵守を徹底すること。
- ・ 「いわて飲食店安心認証」の取得に取り組むこと。
- ・ 接待を伴う飲食店の利用者と従事者は、接触情報、連絡先情報を記録すること。

(3) 学校

重点対策区域への要請（飲食店の営業時間短縮等）を削除

(県立学校)

- ・ 校外で行う活動（修学旅行、遠足、社会科の見学、体験活動等）については、外部との接触がある活動内容を見直し、適切な感染防止策を徹底すること。
- ・ 部活動は、県外の学校との練習試合に加え、県内の学校同士の練習試合も禁止とし、活動は校内で2時間以内（可能な限り短時間）とすること。
- ・ 文化祭等の学校行事は、校内限りとすること。
- ・ 公共交通機関による通学での密を避ける必要がある場合には、時差通学を実施すること。
- ・ 臨時休業となった学校については、オンラインによる指導を実施すること。

(市町村立及び私立の小学校・中学校・高等学校)

- ・ 県立学校の取組に準じて対応すること。
- ・ 感染が確認された場合は、県と連携して感染拡大防止を徹底すること。

3 医療機関へのお願い

- ・ 発熱等の症状のある方へ積極的に検査を実施すること。

4 思いやりの気持ちと冷静な行動のお願い

- ・ 感染された方々やその家族などに対する差別、偏見、誹謗中傷は決して許されません。相手を思いやる気持ちを持ち、冷静に行動しましょう。
- ・ 医療関係者をはじめ、県民生活に不可欠なサービスの提供に従事している皆様に、感謝と思いやりの気持ちを持って応援して下さるようお願いいたします。
- ・ 新型コロナワクチンは、本人の意志に基づき接種を受けるものであり、職場や周りの方への接種の強制や、接種を受けていない方への差別的な扱いをすることの無いようお願いいたします。

5 岩手県の対策

- ・ いわて旅応援プロジェクトの停止
- ・ いわての食応援プロジェクトの停止
- ・ 事業者の支援
- ・ 商工業団体等への感染対策の徹底の働きかけ
- ・ 県主催イベントの原則中止・規模見直し等
- ・ 県施設の原則休館・利用制限等
- ・ 医療提供体制の確保
- ・ 道路情報板による呼びかけの実施

附 則（令和3年8月12日策定）

この宣言は、令和3年8月12日から施行する。

附 則（令和3年8月26日改訂）

この宣言は、令和3年8月26日から施行する。

附 則（令和3年9月9日改訂）

この宣言は、令和3年9月13日から施行する。